

保護者の皆様へ

東京都立三鷹中等教育学校長

小林 正人

新型コロナウイルス感染症5類移行にともなう出席停止期間の改定について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、文部科学省から学校保健安全法施行規則の一部改正をする省令が5月8日から施行されることとなりました。主な改正内容等は、下記のとおり対応することとなりましたので、お知らせします。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【学校における出席停止期間の取扱いに関する留意事項】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすること。
- ◆ 出席停止解除後、発症から10日間を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけること。
- ◆ 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的には行わないこと。
- ◆ 濃厚接触者としての特定は行われないこととなる。

【学校における新型コロナウイルス感染症の5類移行の考え方】

- ◆ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握について
 - ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養し無理な登校は控えてください。
 - ・登校後、発熱等で体調を崩した場合は、「早退」対応を行う場合があります。
- ◆ 基本的な感染対策は、引き続き心がける。
 - ・適切な換気の確保、手洗い等の手指消毒、咳エチケットなど
- ◆ 地域や学校において感染が流行している場合（活動場面に応じて対応いたします。）
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・生徒間の身体的距離感を確保する。

【出席停止に関する書類について】

- ◆ 三鷹中等教育学校 HP からダウンロードし必要箇所の記載後、担任に御提出ください。
「学校生活」 ⇒ 「災害時対応・各種届出」 ⇒ 「感染症による出席停止について」

担当

副校長 小美野 清一
教務主任 高田 直人
主幹養護教諭 深谷 佳子

電話 0422(46)4181